

個人住民税

(市民税・県民税)

特別徴収の事務手引き



安城市役所 市民税課

電話 0566-71-2214
メール shiminzei@city.anjo.lg.jp

(R7.5)

目 次

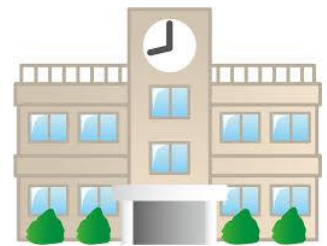
個人住民税とは／特別徴収とは	1
1 特別徴収義務者の指定	2
2 特別徴収の対象になる方	2
3 特別徴収事務の流れ	3
4 給与支払報告書の提出	3
5 特別徴収税額決定通知書の送付	7
6 納期と納入方法	9
7 税額の変更通知	10
8 退職者・休職者の徴収方法	10
9 給与所得者異動届出書の提出	11
10 年度途中の特別徴収への切替申請	12
11 事業所の所在地などの変更	12
12 退職所得に係る住民税の特別徴収	12
参考 個人住民税の特別徴収に関するQ & A	15
参考 関係法令抜粋	22

個人住民税（市民税・県民税）とは

安城市をはじめとする地方自治体は、住民が豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・教育・消防・ごみ・公園・道路等、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、住民の日常生活に身近な関わりを持つ県や市の仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、言わば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

この個人住民税は、県民税分と市民税分を一括して市が課税し徴収しています。
※令和6年度からは個人住民税均等割と併せて森林環境税を徴収していただきます。



特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月受給者（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員（受給者）に代わって、従業員（受給者）の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員（受給者）の個人住民税についても給与から天引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

この手引きでは、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

1 特別徴収義務者の指定

地方税法第 41 条、第 319 条及び第 321 条の 4（第 321 条の 6）並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 7 条の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市から特別徴収義務者に指定されます（※1）。

給料日の間隔が一月を超える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収（※2）は認められません。

※1 毎年 5 月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収義務者指定通知書」及び「特別徴収税額決定通知書」をお送りします。通知された税額を毎月の給与から天引きし、翌月の 10 日までに金融機関等を通じて、従業員（受給者）の住所地の市町村ごとに納入していただきます。

※2 普通徴収：主として事業所得がある方などが市から送付される納税通知書の納付書によって納付する方法。納期は年 4 回（6、8、10、1 月。）となります。

2 特別徴収の対象となる方

前年中(1 月 1 日～12 月 31 日)に課税対象所得があり、**本年 4 月 1 日現在において、事業者（特別徴収義務者）から給与の支払いを受けている方（正社員、契約社員、パート、アルバイト等など雇用形態は関係ありません。）**が対象です。

ただし、以下（普 A～普 F）に該当する従業員（受給者）については普通徴収としますので、給与支払報告書及び普通徴収切替理由書に必要事項を記入してください。

普通徴収の対象となる方

普 A 受給者総人員（役員等を含む）が 2 名以下（普 B～普 F の理由で普通徴収とする者を除く）の事業所の給与所得者

普 B 他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者

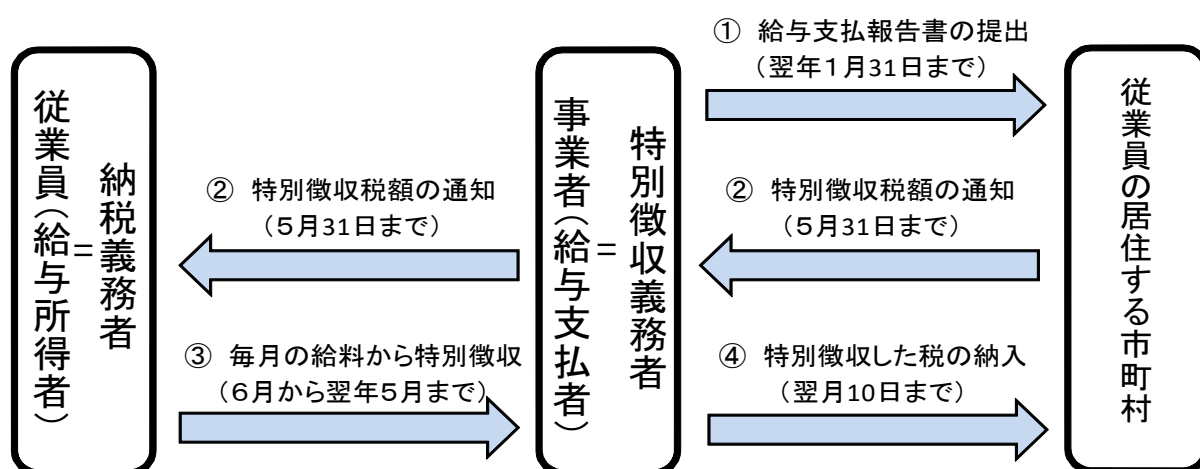
普 C 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない者

普 D 給与の支払が不定期な者（給与の支払のない月がある者）

普 E 個人事業主の専従者

普 F 退職者・休職者または指定年度の 5 月 31 日までに退職予定・休職予定の者

3 特別徴収事務の流れ



4 給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者）は、毎年1月31日までに受給者（給与所得者）が1月1日時点でお住まいの市町村（住民税担当課）に給与支払報告書個人別明細書、給与支払報告書総括表及び普通徴収切替理由書（普通徴収となる従業員（受給者）がいる場合）を提出します。

普通徴収に該当する方がいる場合には、その従業員（受給者）の給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由の符号（普A～普F）を記入してください。（※）

また、給与支払報告書総括表に記入した普通徴収該当人数と一致するよう「普通徴収切替理由書」に該当理由に基づく人数を記入して提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。

※ 記載のない場合は、退職者及び乙欄該当者以外は全て特別徴収とさせていただきます。

※ eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合には、P6を参照してください。

《普通徴収切替理由書の様式例》

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

提出 市町村名	安城市
------------	-----

理由記号	普通徴収切替理由	人数
普A	受給者総人員(役員含む)が2名以下(普B～普Fの理由で普通徴収とする者を除く)の事業所の給与所得者	人
普B	他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者	人
普C	毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない者	人
普D	給与の支払が不定期な者(給与の支払のない月がある者)	人
普E	個人事業主の専従者	人
普F	退職者・休職者又は5月末日までに退職予定・休職予定の者	人
合 計		人

※上記の理由に該当する従業員のみを、普通徴収とすることができます。

※ 理由ごとの人数が記載されていない場合は、退職者及び乙欄該当者を除いて、特別徴収に変更します。

なお、摘要欄に普通徴収切替理由書の理由記号又は切替理由が記載されている場合は、普通徴収として取扱います。

※ 専従者とは、青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その事業に従事している「家族従業員」をいいます。

《給与支払報告書の記載方法》

※															※ 種 別					※ 整理番号					※						
支払を受ける者	住 所	※ 区分										(受給者番号) 15																			
		安城市桜町17番11号										(個人番号)					0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1			
												(役職名)																			
												(フリガナ) アンジョウ イチロウ																			
												氏 名 安城 一郎																			
種 別		支 払 金 額					給与所得控除後の金額 (調整控除後)					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額														
		内 千 円 7 800 000					千 円 5 920 000					千 円 3 407 500					千 円 0														
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額					控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く。)					16歳未満扶養親族の数					障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く。)					非居住者である親族の数									
有 従有 老人		特 定					老 人					そ の 他					特 別					そ の 他									
○		380 000					1 人 従人 1 人 従人					1 人 従人					1 人 従人					1 人 従人									
社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額																
内 千 円 450 000					千 円 117 500					千 円 20 000					千 円 156 900																
(摘要)																															
号 A (株) 碧海 刈谷市末広町3-15 R6.3.31退職 支580,000円 社120,000円 添0円																															
生命保険料の金額の内訳					新生命保険料の金額					旧生命保険料の金額					介護医療保険料の金額					新個人年金保険料の金額					旧個人年金保険料の金額						
																									150,000						
住宅借入金等特別控除の内訳					住宅借入金等特別控除適用数					居住開始年月日 (1回目)					住宅借入金等特別控除区分 (1回目)					住					住宅借入金等年末残高 (1回目)						
					1					30 年 8 月 12 日					住宅借入金等特別控除区分 (1回目)					住					18,000,000						
					住宅借入金等特別控除可能額					居住開始年月日 (2回目)					住宅借入金等特別控除区分 (2回目)										住宅借入金等年末残高 (2回目)						
					180,000					年 月 日					住宅借入金等特別控除区分 (2回目)																
控除対象配偶者					(フリガナ) アンジョウ ハルコ					氏 名 安城 春子					区分					配偶者の合計所得					235,000						
					個人番号					2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										国民年金保険料等の金額					旧長期損害保険料の金額						
																				基礎控除の額					所得金額調整控除額						
16歳未満の扶養親族					(フリガナ) アンジョウ ナツオ					氏 名 安城 夏夫					区分					5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号											
					個人番号					3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4										個人番号					5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6						
2					(フリガナ) アンジョウ フユ					氏 名 安城 ふゆ					区分					5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号											
					個人番号					4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5										個人番号											
3					(フリガナ)					氏 名					区分					5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号											
					個人番号															個人番号											
4					(フリガナ)					氏 名					区分					5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号											
					個人番号															個人番号											
未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者		特別		その他		寡 婦		ひとり親		勤労学生		中 途 就 ・ 退 職					受 給 者 生 年 月 日				
																						就 職 退 職 年 月 日					元号 年 月 日				
																						○ 6 4 1					昭和 34 7 22				
支払者		個人番号又は法人番号					9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3 (右詰で記載してください。)																								
		住所(居所)又は所在地					安城市桜町18番23号																								
		氏名又は名称					株式会社 安城市 (電話) 0566-76-1111																								

■ e L T A X（エルタックス／電子申告）で給与支払報告書を提出する場合

該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックし、次のとおりご対応ください。

- ① 普通徴収該当理由の普Aから普Fに該当する従業員（受給者）の方がいる場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に記号「普A～普F」を記入してください。

※記載のない場合は、退職者及び乙欄該当者以外は全て特別徴収とさせていただきます。

- ② 普通徴収切替理由書の添付は不要です。

＜e L T A X（エルタックス）の利用に関するお問合せ先＞

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページ（外部サイト）をご覧ください。

なお、e L T A Xご利用に際して、ご不明な点等ございましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問（外部サイト）」をご覧ください。

※リンク先URL

e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

e L T A Xホームページの「よくあるご質問」：
<https://eltax.custhelp.com/>

5 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税特別徴収の徴収期間は、6月から翌年5月までの12ヶ月（※）です。市は提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年5月末日までに下記の書類を事業者へ送付します。

このとき年間の住民税総額（森林環境税を含む）と月割額をお知らせしますので、給与から徴収（天引き）を開始するための準備をしていただきます。

※税額が少額の場合、6月のみとなる人もあります。

- ① 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） …事業者用の通知
- ② 特別徴収税額通知書（納税義務者用） …従業員（受給者）用の通知
- ③ 納入書（月毎に1枚、予備3枚、計15枚）
- ④ 特別徴収のしおり（従業員（受給者）に退職、転勤等の異動が発生した場合等、市に異動届を提出する時に使用します。）

《特別徴収税額の従業員（受給者）への通知》

事業者へ送付された「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」を5月31日までに個々の従業員（受給者）に交付していただきます。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

氏 名	受 給 者 番 号
様	
住 所	
宛 名 番 号	
指 定 番 号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）並びに森林環境税及び森林環境税に關する法律第7条の規定によって通知します。また、この通知について不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に對して審査請求をすることができます。この処分取消しを求めた訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が報告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この内容は、法律等の改正により変更になる場合があります。



問い合わせ先 安城市役所 総務部 市民税課 市民税係 電話(0566)71-2214(直通) ここからゆくりとはがしてください

特別徴収税額通知書（納税義務者用）を、税額をお知らせするために、個々の従業員（受給者）に渡してください。

《特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）》

○年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

446-XXXX
 愛知県安城市板町18番23号
 株式会社 ○○○○○○○○ 様

特別徴収税額			704,000			課税人員			非課税人員		
月分	人数	納付額	月分	人数	納付額	月分	人数	納付額	月分	人数	納付額
6月分	3	59,400	12月分	3	58,600						
7月分	3	58,600	1月分	3	58,600						
8月分	3	58,600	2月分	3	58,600						
9月分	3	58,600	3月分	3	58,600						
10月分	3	58,600	4月分	3	58,600						
11月分	3	58,600	5月分	3	58,600						

事業者の納入額

○○年 ○月 ○日

安城市長 ○ ○ ○ 公印

指定番号	宛先番号	市町村コード	232122	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
0000601234	00001	00001	232122	000001	446,500	37,300	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200	37,200
愛知県○○市××町××番地					三河 一郎													

指定番号	宛先番号	市町村コード	232122	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
0000601234	00002	00002	232122	000005	192,500	16,500	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
愛知県○○市××町××番地					三河 二郎													

指定番号	宛先番号	市町村コード	232122	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
0000601234	00003	00003	232122	000007	65,000	5,600	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
愛知県○○市××町××番地					三河 三郎													

指定番号	宛先番号	市町村コード	受給者番号	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

指定番号	宛先番号	市町村コード	受給者番号	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

指定番号	宛先番号	市町村コード	受給者番号	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分

特別徴収義務者名 株式会社 ○○○○○○○○

特別徴収税額	446,500	納付額	6月分	37,300	10月分	37,200	2月分	37,200
個人番号			7月分	37,200	11月分	37,200	3月分	37,200
			8月分	37,200	12月分	37,200	4月分	37,200
			9月分	37,200	1月分	37,200	5月分	37,200
			変更月	月				

毎月の住民税額をお知らせしますので、給与から徴収（天引き）するための、準備をお願いします。所得税と違い、税額の計算をする手間がありません。

※注意

通知書を受領したら、給与支払報告書を提出した従業員（受給者）が、通知書に記載されているかを確認してください。

また、すでに退職されている従業員（受給者）が記載されている場合は、速やかに異動届出書を提出してください。異動届出書については、P11「9 給与所得者異動届出書の提出」を参照してください。

6 納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月 10 日です。

例えば、6 月分の納期限は 7 月 10 日となります。（この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その次の平日となります。）

従業員（受給者）の給与から「特別徴収税額の決定通知書」に記載の税額を天引きし、市町村ごとにとりまとめ、市町村から送付される納入書で納入します。納入できる金融機関は納入書の裏面に記載されています。

なお、東海 4 県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、「郵便局指定通知書」（特別徴収のしおりに綴られています。）が必要になります。

★納期の特例（年 2 回納入）

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事業所は、申請（申請書はホームページから印刷できます。）し、安城市の承認を受けることにより、毎月の納入から年 2 回の納入に変更することができます。

個人住民税の特別徴収分の 6 月から 11 月までの分を 12 月 10 日までに、12 月から翌年 5 月までの分を 6 月 10 日までに納入する「納期の特例」をご利用いただくことができます。

- ※ この特例は納期に関する特例ですので、徴収は従業員（受給者）の方の給与から、毎月行ってください。
- ※ 安城市の徴収金に滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。
- ※ 承認後、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を安城市に提出しなければなりません。

7 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

また、事業者の納入額も変更となりますのでご注意ください。ただし、納入書は再発行されませんので、事業者が納入金を修正して納入ください。

8 退職者・休職者の徴収方法

○ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなるため、納税義務者（従業員）本人に納付していただきます。

また、利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出または了解を得て、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収（※）していただくこともできます。

※ 一括徴収とは、退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法

○ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

⇒P11「9 給与所得者異動届出書の提出」もご参照ください。

9 給与所得者異動届出書の提出

退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに市に「給与所得者異動届出書」を提出してください。給与所得者異動届出書は、毎年 5 月に送付する「特別徴収のしおり」に綴られています。(異動届出書は安城市ホームページから印刷することもできます。)

異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので必ず厳守してください。

P10「8 退職者・休職者の徴収方法」のとおり、徴収方法が切替わることを納税義務者（退職・休職される従業員（受給者））に伝えてください。

○転勤・転職の場合

転勤・転職により、新しい事業所にて、引き続き特別徴収をする場合も、同様に給与所得者異動届出書を提出してください。

給与所得者異動届出書

※複数世帯の使用が想定される場合はあらかじめコピーしてご使用ください。

市提出用 令和 年度課税用 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

宛先 安城市長 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者) 所在地又は住所 名称又は氏名 法人番号又は個人番号	〒	特別徴収義務者 氏 名 部 署 連 絡 先 担 当 者 電 話
フリガナ 氏 名 生年月日 受給者番号 個人番号 異動後の住所 (現在所) 電 話	給与所得者(異動者) 特別徴収税額 (年税額) (ア) (イ) (ウ)＝(ウイイ)	徴収済税額 未徴収税額 異動年月日 異動事由 退職した年の1月 1日から退職時ま での給与支払額 控除社会 保険料額	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続

新たな特別徴収義務者が
給与を支払う場合は

新特別徴収義務者
所在地又は住所
フリガナ
名称又は氏名
法人番号
連 絡 先
部 署
担 当 者
電 話

月単位 円 月分から納入します。
(月 日納期分)

新特別徴収義務者指定番号 新受給者番号

特別徴収開始の納入方法
(該当する納入方法にチェックしてください)

納入書平使用 (税額徴収用紙) (納入書) (C2000)

B 一括徴収

一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。
(月 日納期分)

一括徴収
の理由
(○印で囲んでください)

1 異動が12月31日以前で、申出があったため
(月 日 申出)

2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額
(ウの金額) 円 異動者の
確認印

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。(1月1日以降は異動者の確認印は不要です)

C 普通徴収

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未
徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

市処理欄

10 年度途中の特別徴収への切替申請

4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員（受給者）がいる場合、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。対象となる従業員（受給者）の1月1日現在の住所地の市町村に「**特別徴収への切替依頼書**」をご提出ください。特別徴収への切替依頼書は、毎年5月に送付する「特別徴収のしおり」に綴られています。（特別徴収への切替依頼書は安城市ホームページから印刷することもできます。）

11 事業所の所在地などの変更

事業所（給与支払者）の所在地・名称または電話番号等に変更があった場合や、事業所の合併等があった場合は、すみやかに「**特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書**」を提出してください。特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書は、毎年5月に送付する「特別徴収のしおり」に綴られています。（特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書は安城市ホームページから印刷することもできます。）

12 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る住民税は、毎月給与から差引きしている住民税とは区分して計算します。

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の

属する年の1月1日現在における住所地の市町村です。

＜退職所得に係る住民税額の計算方法＞

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

ア 退職所得の金額

(ア) 退職所得の金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2 (※1)

(1,000円未満の端数切捨て)

(イ) 退職所得控除額の計算 (※2)

a 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)

b 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

※1 勤続年数5年以内の法人役員等については1/2は適用されません。

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記a又はbの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

短期退職手当等に係る退職所得の金額については、退職所得控除後の額が300万円を超える部分について1/2は適用されません。

短期退職手当等に係る退職所得の金額について

※ 短期退職手当等とは、退職手当のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数(勤続年数のうち、役員以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいいます。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当に該当しないもの

(ア) 収入金額－退職所得控除額≤300万円の場合

(収入金額－退職所得控除額)×1/2

(イ) 収入金額－退職所得控除額＞300 万円の場合

150 万円＋ {収入金額－ (300 万円＋退職所得控除額)}

イ 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率 10% (市民税：6 %と県民税：4 %) を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に、100 円未満の端数がある場合は、それぞれの 100 円未満の端数を切り捨てます。

ウ 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を「市町村民税・道府県民税納入申告書」に所要事項を記入し、その申告書を徴収した月の翌月 10 日までに、それぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

個人住民税の特別徴収に関するQ & A

No.	質 問	回 答
1	「特別徴収」とはどのような制度ですか？	個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月の給与を支払う際に所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を給与から差し引きし、納入していただく制度です。
2	「特別徴収」以外にどのような徴収方法があるのですか？	「特別徴収」以外の徴収方法は、「普通徴収」となります。「普通徴収」は、市から送付される納税通知書で、個人が年4回納付する方法です。
3	アルバイト・パートの従業員（受給者）を特別徴収しなければならない理由は何ですか？	パートやアルバイトであっても、給与の支払いを受けているのであれば、すべて「給与所得者」となります。アルバイト・パートの従業員（受給者）でも所得税の源泉徴収が行われていれば、原則として特別徴収の対象となります。
4	アルバイト・パートの従業員（受給者）は特別徴収が困難なのですか？	以下に該当するなど特別徴収を行うことが困難な場合は、普通徴収となります。普通徴収切替理由書をご提出ください。 ・給与が少なく税額が引けない ・給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
5	（例外として）特別徴収しなくても良いのはどのような従業員（受給者）ですか？	次のいずれかに該当する従業員（受給者）については、普通徴収切替理由書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。普通徴収切替理由書をご提出ください。 ①他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者） ②給与が少なく税額が引けない ③給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない） ④個人事業主の専従者 ⑤退職者又は退職予定者（5月末日まで）
6	（例外として）特別徴収しなくても良いのはどのような事業者ですか？	次に該当する事業者については、普通徴収切替理由書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。 ・受給者総人員（役員等を含む）が2名以下（【問5】の理由で普通徴収とする者を除く）の事業者

7	従業員（受給者）は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？	家族に対して支払う給与から所得税を源泉徴収しなければならない場合は、特別徴収を行う義務があります。 ただし、常時2人以下の家事使用人（お手伝いさんなど）のみに給与を支払う場合は源泉徴収を要しないため特別徴収しなくても構いません。（所得税法第184条） なお、個人事業主の専従者については、当面の間、普通徴収による方法も認めます。
8	従業員（受給者）数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？毎月納めるのが面倒なのですが。	【問6】に該当する事業所については当面の間、普通徴収による方法も認めます。普通徴収切替理由書をご提出ください。 また、従業員（受給者）が常時10人未満の事業所の場合は、市に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。（地方税法第321条の5の2） その他、手数料等が発生しますが金融機関の個人住民税納付代行サービス等の活用をご検討ください。（詳しくは金融機関にお問合せください。）
9	「納期の特例」を利用すれば、住民税の毎月の給与からの天引きはしなくても良いのですか？	「納期の特例」は、特別徴収した個人住民税を半年分まとめて納めることができる制度ですので、毎月の給与からの差し引きは通常通り行っていた必要があります。給与からの差し引きをした住民税を預かっていただき、年2回に分けて納入してください。
10	「特別徴収」のメリットは何ですか？	従業員（受給者）の方は、住民税の納め忘れがなくなり、納税のために金融機関や市町村などの納付場所へ出向く必要もなくなります。また、普通徴収（個人納付）では年4回払いですが、特別徴収では、12ヶ月に分割して毎月の給与から差し引きされますので、納税者の1回あたりの負担が緩和されます。
11	安城市外から通勤している従業員（受給者）についてはどうしたらよいですか？	安城市外の方についても原則として特別徴収をしなければなりません。他県でも特別徴収推進の取組みを始めている市区町村が増えています。ぜひ、特別徴収をお願いします。手続きの詳細は当該市区町村にお問い合わせください。
12	いきなり「特別徴収」をするようにと案内があったが、何か制度が変わりましたか？	特別徴収の制度は以前から地方税法等で定められており、制度が変わったわけではありません。（地方税法第321条の4及び市町村の条例の規定）
13	地方税法で定められているということだが、どの規定なのですか？	地方税法第321条の3及び第321条の4に規定されています。

14	今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか？	これまでは、特別徴収していただく必要がある場合でもそれが徹底されておりませんでした。法令の遵守と納税の公平性を図るため、全国的に是正していく動きとなっています。
15	(特に理由もなく) 昨年と同様に普通徴収としてください。	普通徴収とすべき理由がなければ普通徴収とはできません。 【問 5】の①～⑤及び【問 6】に該当する場合は、普通徴収とすることができます。
16	どうして、西三河 8 市町で実施することになったのですか？	愛知県内では、すでに豊田市をはじめ約半数以上の市町村で実施されております。また、特別徴収推進の動きは全国的に広がっており、東京都は平成 29 年度に実施済み、大阪府は平成 30 年度に実施されました。西三河 8 市町においても、法令の遵守と納税の公平性を図るため、実施することになりました。
17	他の市町村からは何も言われていませんか？	本来であれば、特別徴収義務者として指定しなければなりません。他市町村で指定されていない場合は、該当する市町村へ直接お問い合わせください。
18	経理担当者の事務負担が増えるので、やりたくないのですが。	特別徴収の規定は、地方税法及び市町村の条例によるもので、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められておりません。 所得税の源泉徴収は事業者が自ら計算し、年末調整事務がありますが、個人住民税の場合は市からの税額通知によってお知らせする金額を毎月の給与から天引きし、納入していただくものです。
19	経費をかけられないので特別徴収ができないのですが。	経費がかかることは承知しておりますが、個人住民税の特別徴収の規定は、所得税の源泉徴収と同じく、法令により定められた事業者の義務となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
20	従業員（受給者）の就退職の回数が多く、事務が煩雑となるため普通徴収としてほしい。	事務が煩雑であることのみを理由として普通徴収とすることはできません。
21	従業員（受給者）から普通徴収にしてほしいと希望が出されているのですが？	給与所得者は地方税法で特別徴収により徴収する旨規定されているため、従業員（受給者）の方が個々に徴収区分を選択することはできません。

22	特別徴収を拒否したらどうなるのですか？	地方税法第 321 条の 5 の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり地方税法第 331 条に基づく滞納処分を行うこととなります。 また、地方税法第 324 条第 3 項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は 10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。
23	会社の中で、安城市は特別徴収、他市は普通徴収というように徴収方法が 2 通りになると、管理が困難になります。	現在、多くの自治体で特別徴収への完全移行に向けた推進活動が始まっております。制度の適用は一律にされるものであることから、全社的に特別徴収に移行していただきますようお願いいたします。
24	税金の徴収は市町村の義務ではないでしょうか？会社がやらなければならないのでしょうか？	給与所得に関する特別徴収については、所得税の源泉徴収義務者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが市町村に課せられている義務です。今回は、この義務を忠実に実施することとしたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。（地方税法第 321 条の 4）
25	事務取扱費のような補助や、事務費負担相当額の免除はありますか？	個人住民税の特別徴収義務は、法律上義務付けられたもので、報酬的性格を持つ金品等を付与することは、法が特に認める場合を除き、許されないものと解されています。そのため、ご要望には応じられません。
26	「特別徴収」により納税するためにはどうすればよいですか？	毎年 1 月末日までに従業員（受給者）が 1 月 1 日時点でお住まいの市町村に給与支払報告書（総括表・個人別明細書、普通徴収切替理由書等）を提出してください（地方税法第 317 条の 6）。提出していただいた給与支払報告書に基づき、市町村が税額の計算を行い、毎年 5 月末日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。この通知書に従って、6 月から翌年 5 月まで毎月の月割額を徴収して、各月の翌月 10 日までに納入してください。
27	2 ヶ所以上の事業所に勤務している従業員（受給者）は、どちらから特別徴収されますか？	原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収事業所として指定されます。しかし、その他就職日、前年実績等からも安城市が判断しますので、5 月中旬に送付される「税額通知書」にてご確認ください。

28	所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか？	所得税と個人住民税では、課税の根拠となる税法が異なるため、計算方法も異なります。所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合がありますし、個人住民税が発生しなくても所得税が発生する場合があります。
29	給与支払報告書を提出した後、従業員（受給者）が退職、休職した場合はどのような手続きが必要ですか？	退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった従業員（受給者）がいる場合は、異動が生じた翌月の 10 日までに市に給与所得者異動届出書を提出してください。
30	特別徴収している従業員（受給者）の退職（休職）により、特別徴収できなくなった残りの税額については、どのようにすればいいですか？	特別徴収できなくなった残りの税額については、普通徴収への切替えとなり納税義務者本人に納付していただくこととなりますので、異動届出書には徴収済月を必ず記載してください。 ただし、次の場合には普通徴収ではなく特別徴収の方法によります。 ①退職後に他の事業所に再就職し、新たな就職先で特別徴収を継続する場合 ②6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職（休職）をした場合で、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払をする給与又は退職手当等から翌年 5 までの徴収予定額を一括徴収する場合 なお、翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職（休職）をした場合は、本人の申し出がなくても、5 月 31 日までの間に支払をする給与又は退職手当等から一括徴収をすることになっています。
31	非課税の従業員（受給者）が異動した場合でも届出が必要になりますか？	非課税の方（徴収すべき税額がゼロの方）や個人住民税を既に納入済みの方についても、異動があった場合には、異動届出書の提出が必要となりますので、異動があった月の翌月 10 日までに異動届出書を提出してください。
32	年の途中で他市町村に転出した従業員（受給者）がいますが、手続きは必要ですか？	個人住民税に関係する書類の提出は不要です。また、個人住民税は、その年の 1 月 1 日に住所を有していた市町村が課税しますので、今年度については、引き続き該当市町村での課税となります。 ただし、転出した日の属する年分の給与支払報告書の提出先は転出先の市町村となりますので、ご注意ください。

33	事業所（特別徴収義務者）の名称や所在地が変わった場合、どのような手続きが必要ですか？	特別徴収税額の税額決定通知書に同封されている「特別徴収のしおり」内の、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。
34	毎月の税額が途中で変わることはないですか？	個人住民税は前年の所得に対して計算いたしますので、税額が変わることは原則としてありません。ただし、従業員（受給者）の方が確定申告を修正申告したりすると、個人住民税が再計算となり、税額が変わる場合もあります。このような場合は、天引きが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の額で天引きをお願いします。また、税額が大幅に減り既に天引きがされた税額を還付する場合も、変更通知書をお送りします。
35	4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員（受給者）がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることができますか？	対象となる従業員（受給者）の1月1日現在の住所地の市町村に特別徴収への切替依頼書を提出していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。 なお、その際に重複納付を防ぐため、新たに就職した従業員（受給者）から本人あてに送付された普通徴収の納期限を迎えていない納付書を受け取り、添付してください。
36	事業不振のため、特別徴収した個人住民税を（運転資金に回して）納期限内に収められません。	事業者が特別徴収した徴収金は、従業員（受給者）からの預かり金であり、事業資金ではありません。必ず決められた納期限内に納入してください。なお、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては業務上横領に類似するものとして、地方税法第324条第3項において罰則規定が設けられています。（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又は併科する）
37	給与から天引きをした住民税を滞納したらどうなりますか？	納入期限を経過して納入すると、延滞金が加算される場合があります。延滞金は特別徴収義務者（事業者）が負担するものですので、従業員（受給者）から延滞金を徴収してはいけません。 納入いただけない場合は、特別徴収義務者に対し督促状を発送し、督促状発送後10日を経過しても納入がないときは、差押えなどの滞納処分を行うことになります。 また、事業者が滞納した場合は、特別徴収の対象となっている従業員（受給者）全員について、納税証明書を発行することができず、従業員（受給者）にも多大な迷惑がかかります。

38	給与から天引きした税額を納期限までに納入し忘れてしまいました。翌月の納入日に2ヶ月分納入すればよいですか？	まずは、気づいた時点で安城市にご連絡ください。納入方法についてのご相談を承ります。
39	5月20日に特別徴収税額決定通知書が届きました。6月分の天引きは、6月の勤務に対して支払われる給与から天引きすればよいですか？ あるいは、6月に支払いをする給与から天引きすればよいですか？	6月に支払をする給与から天引きをしてください。勤務に合わせた給与から天引きをすると翌年5月分の納入額に不足額等が発生した場合に滞納扱いとなってしまうことがありますので、ご注意ください。

参考（関係法令抜粋）

地方税法

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

所得税法

（源泉徴収義務）

第百八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

（源泉徴収を要しない給与等の支払者）

第百八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。